発達障がい児(者)の初診待機期間の短縮・活用について

前回委員会において、令和3年度に実施した「発達障がい児等支援に係るアンケート調査」 (以下、「アンケート調査」という。)の結果をふまえ、今後取り組むべき事項として「かかり つけ医等対応力向上研修の内容の充実」及び「待機期間が生じている医療機関の課題に応じた サポート等」の二点をお示ししておりました。

このため、今回は、**令和4年度における「かかりつけ医等対応力向上研修」の見直し案について協議**します。

また、「待期期間が生じている医療機関の課題に応じたサポート等」については、研修の見直 しに加え、まずは、**初診待機期間の活用の視点から対応を検討**したく、今後の参考とさせてい ただくため、委員の皆様から幅広く御意見を伺うものです。

1 令和3年度実施の「発達障害児等支援に係るアンケート調査」 別添資料No.5-2のとおり

2 現状・課題等

現状	課題	
(1) 子どもの発達障がいに係る詳細な診断	専門医の増加を目指すことに加え、かかり	
や専門的な診療を担う専門医(以下「専門	つけ医が、専門医との連携・役割分担のもと、	
医」という。) や、子どもの発達障がいに係	子どもの発達障がいに係る初期の診察や日	
る初期の診察や日常的な診療を担う小児	常的な診療にかかわりを持つ機運の醸成が	
科等地域のかかりつけ医(以下「かかりつ	必要	
け医」という)が少なく、新規の参入も限	医」という)が少なく、新規の参入も限	
定的である。		
(2) 子どもの発達障がい領域に係る初診待	初診までの待機期間中において、各支援主	
機期間の長期化	体における取組を促すことが必要	

3 令和4年度における「かかりつけ医等対応力向上研修」の見直し案について

これまで、専門医及びかかりつけ医を含む多職種向け研修を年1回開催していたが、新たに これら医師のみを対象に、専門医とかかりつけ医の連携促進に特化した研修を追加し、年2回 の実施とするもの。

(1) 専門医及びかかりつけ医のみを対象とする双方向型の研修実施(新設)

講師による伝達研修型研修だけではなく、ディスカッションによる双方向型の研修を加え、 多職種による多角的な聞き取りや情報収集をもとに行う診断や診療、薬の継続的な処方など 診療例の紹介による、専門医とかかりつけ医の連携の有効性を伝える等の研修を新たに行い、 協力医療機関増加に向けて機運を醸成する。

ア 概要

専門医とかかりつけ医が参加し、医学的診断に加え、心理学的診断や、家族に対する働

きかけ、教育を受ける環境の調整等、様々な要素を統合的に実施している県内の取組例を 題材に、**医師のみのクローズドミーティングとする**。

イ 内容案

- ・ 令和3年度研修の講師を起用した話題提供
- パネルディスカッション (県内の専門医及びかかりつけ医の双方が登壇し、御自身の診療例を紹介)
- ・ 参加者と壇上との質疑、ディスカッション
- ウ 参加者数の規模 20~30 人を想定

(2) 専門医及びかかりつけ医を含む、発達障がい児者やその家族に関わる多職種向け研修(継続)

医師による子どもの発達障がいの円滑な診察や、診療に係る多職種連携を進める上で必要な基礎的知識を伝える。

<参考>令和3年度に実施した本事業の参加者属性

職種	受講者(人)	比率
医師	40	13.3%
歯科医師	12	4.0%
看護師	13	4.3%
医療従事者	17	5.6%
保健師	25	8.3%
作業療法士	3	1.0%
臨床心理士	9	3.0%
保育教諭	4	1.3%
幼稚園教職員	11	3.7%
小学校教職員	67	22.3%
中学校教職員	35	11.6%
高等学校教職員	6	2.0%
特別支援学校教職員	4	1.3%
相談支援専門員	5	1.7%
教育委員会関係者	8	2.7%
福祉関係者	23	7.6%
行政関係者	16	5.3%
無記入	3	1.0%
計	301	

4 初診待機期間を活用した取組について

初診待機を余儀なくされている**子どもやその保護者の待機期間における負担・不安を軽減するとともに、**専門医及びかかりつけ医における診察へ円滑につなげるため、各支援機関の立場でどのような課題があるか、御意見を伺いたい。

(論点の例示)

保護者等への周知、説明

⇒ 診察や診断ができる医療機関が限られ、診断までに待機期間が生じる例があること

<現狀>

発達障がい児協力支援医療機関(小児科)数 県医師会 HP による

盛岡市12、滝沢市1、雫石町1、花巻市3、北上市3、一関市1、大船渡市1、陸前高田市1、釜石市1、 大槌町1、宮古市2

⇒ 保護者のみからのヒアリングでは短時間での診断できない場合もあるので、地域でのスクリーニング、アセスメントが重要

・ 保護者及び支援者を支援し、プライバシーや個人情報を扱うためのルールづくり

⇒ 障害者総合支援法に基づく地域自立支援協議会は、法文上守秘義務が定められていない ことから、保護者からの同意や関係機関による情報共有のためのルールづくりが求められ ていること

・ 地域でのスクリーニング、アセスメント

- ⇒ 乳幼児健診のみならず、教育保育施設や学校などを含め、スクリーニング手法を活用できる人材の育成
- ⇒ すでに実施されたスクリーニング結果の活用や、医師への情報提供 (参考)

広島県での例

【情報連携のイメージ図】。 早期の気づき・早期支援の体制づくり 発達の特性に応じた支援 (1)-専門医療機関 かかりつけ医療機関 診療情報 様式 1~ 提供書 専門医療機関への紹介 確定診断後のフォロー診療 (薬物療法, 経過観察等 診療情報提供書 運送先。 担当者名。 総外 機関名。 情報 提供書 住所 地域の支援機関 ()。 が遅れ 口多動・衝動性 口不注意症状 口学器の困難 ロ対人トラブ 市町の母子保健・子育で 世代包括支援センター 〔ひろしま版ネウボラ〕 児童発達支援センタ ・項から気になり始めた(指摘を)けた) 療育機関保育園・幼稚園等 は対・評価 口その他(診療情報提供書は、患者紹介時の文書による情報提供として、 診療情報提供料(I)(250点)の対象となります。 (議者の思い国) 慰等 その他・

・ 保護者や子どもへの具体的な支援サービスの整備

⇒ 児童福祉法や障害者総合支援法を活用したサービス基盤の整備 (例えば児童発達支援センター、保育所等訪問支援、障害児相談支援など)

<現状>

県内の児童福祉法に基づく児童発達支援センター設置数3

保育所等訪問支援実施市町村数13(令和2年、国保連支払実績から)

資料No.5-2

令和3年度実施の発達障がい児等に係るアンケート調査結果(抄録)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

1 発達障がい児等支援に係るアンケート調査について

発達障がい児・者等については、早期発見・早期支援や、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められている中で、本県では、18歳未満の児に係る初診待機期間の長期化や、待機期間中に適切な支援に繋がっていないことが課題であるため、アンケート調査を実施。結果については令和3年8月に開催した発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会で報告したところ。

2 アンケート結果の概要

(1)調査時期 令和3年4月1日~30日

※一部送付漏れが生じ、令和3年8月23日~令和3年9月23日まで再調査を実施した

(2) 回答状況

ア 医療機関

769機関のうち 183機関から回答があった。(23.7%)

イ 保護者

発達障がい児等家族団体 11 団体に所属する保護者から 30 件回答があった。(うち無効回答 2 件)

3 診断待機期間等に係る回答内容について

(1) 医療機関

- ・ 回答があった 183 か所のうち、発達障がいの診断に対応していると回答したのは 25 件。 ただし、診断に対応していない医療機関でも 16 件で専門的な医療機関へ紹介した実績があった。
- ・ 受診の待機状況について、一番多いところで130人の待機が生じた時期があったが、現在 の待機状況は改善されており、一番多いところでも40人、3~4か月との回答であった。

(2) 保護者

- ・ 初診予約に係る現在の待機期間において、一番長い期間で6か月の待機が生じているとの 回答があった。
- ・ 最初に診察を受けた時の年齢については、乳児期 $(0\sim2$ 歳) が 40.0%で最も多く、次いで 幼児期 $(3\sim5$ 歳) が 33.3%という結果であった。

4 アンケート結果を受けて(令和3年度本会議で協議)

- ・ 診断に係る待機期間が改善されてきていることが分かったところであるが、未だに長いと ころで3~4か月の待機期間があることや待機期間が生じている医療機関について、偏りが ある等も分かったところ。
- ・ 今後も、待機期間が長期に及ばないよう状況を注視しつつ、かかりつけ小児科医等による 発達障がいに係る診療が進むよう、<u>①かかりつけ医等対応力向上研修内容の充実化や②待機</u> 期間が生じている医療機関への各課題等に応じたサポート等検討していく。